

## 平成 28 年度町政懇談会記録（要旨）

開催日：平成 28 年 6 月 26 日（日）

開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 3 時 02 分

場所：城山 3 丁目集会所

参加者：男 17 人、女 11 人 計 28 人

町職員：町長、副町長、総務部長、財政課、町民課、政策課

### ○懇談

男性 集会所の建て替えの話で、自治会を法人化するのに住民の 1/2 の同意が必要という話でしたが、分母の住民というのは、自治会員ですか。乳飲み子も含めてならその子達の同意というのはどうとればいいのですか。

町長 子どもも含めた自治会の構成員です。子ども達の同意は親がとります。例えば 5 人家族で子どもが 3 人いれば、家族で 5 人分賛成と親が言えばそれでいいです。そこらへんは結構フアジーです。自治会の総意としてこうだよね、というのがあればそこらへんは行政としてはゆるやかにみられます。杓子定規にこうでないといけない、というものではありません。

男性 ここ数年でというのではないと思いますが、いずれ集会所の建て替えとなって、1/2 の同意をとるとなった場合、委任状でもかまわないですか。その場合、委任状の様式というのは一家族全員賛成という様式でいいのですか。

町長 委任状でもかまわないです。様式も自治会で決めてもらったらいいです。そんなに難しく考えていただくなくてもいいんです。どちらかという優しく考えてください。

男性 この件ですけど、地方自治法の 260 条の 2 項に相当数って書いてあります。その相当数っていうのはさっき町長が言ったような緩和された言葉なのか。はっきりして欲しい。

町長 例えば昨日生まれた子どもが構成員なのか、というのは当該団体で決めていただければいいと思います。あんまり杓子定規に考えなくてもいいと、そういう意味で相当数となっているんだと思います。

男性 この資料に申請の仕方とか色々書いてもらっているし、この 3、6 月議会の議員の質問をみると、3 人くらいの方が集会所に関して質問していますが、一番大きな質問が抜けている。建て替えは法人化が最低条件なんですけど、法人化するには財産をも

ってなきゃいけない。ネオポリス地区は財産一つも持ってないんですよ。他にもたくさん問題がある。例えば、土地なんかどうするんだ。この前の議会で町長は無償貸与と言ったが無償譲与じゃないと駄目ですよ。建物だけの財産で本当に法人化されたか、となってくるわけですよ。3、6月の議会で部長が無償譲渡といったわけですよ。いいこというな、と思ったら後で町長の訂正がはいったわけですけど。これから自治会が法人化するのに財産がない。その財産を行政がどれだけ譲歩するか。私の考えですが、建物は無償譲与。建物だけもらっても極端な話もし火事でなくなったら財産がなくなってしまう。最低でも土地と建物を譲渡してもらわないと。そしてはじめて法人化になるんだと思うんですよ。その辺を行政はどう考えているのか。それからもう一つ。法人化すると必ず税金がかかってきます。この前の議会では減免措置の話がなんら出てこない。そういう話を事前に行政が自治会にしてもらわないと自治会は法人化への話が出来ないと思うんですよ。そこらへん町長はしっかりしてもらわないと。

あともう一つ。3丁目はもう建て替えること前提で平成27年度に100万円積み立てている。28年度には80万円積み立てようとしているんですよ。だから、減免措置をして、団地の全自治会には土地を無償譲渡して財産をつくってあげるべきなんですよ。そのへんどうなんですか。

町長

まず建物は減免します。在来地区も現在減免されています。それから土地ですけども、城山地区は宅地に集会所が建っています。けれど笹尾地区はほとんど雑種地、公園・緑地帯の中に建っています。その公園も何万㎡ありまして、そこを無償譲渡しようとするとその何万㎡を全部測量して、そのうち当該㎡をだし分筆登記しなければいけない。これはとんでもないお金がかかります。ですからこれは現実問題無理です。ですから笹尾、城山足並みをそろえようと思うと、とても無理だと判断をさせていただいて無償貸与とさせていただきます。何かあった時に、返してということは絶対にありません。ここは自治会に永久に使っていただく土地でいいと思っています。笹尾地区の2つは小さな公園の中に建っています。もう一つは中央公園。小さな公園の中に建っている2つはそこでは建て替えが出来ません。ですので、他の場所を見つけてそちらに移転していただくということになります。そうすると移転先で測量、分筆となりますので実質笹尾の8つの内7つが測量を必要とします、それは実際不可能だという判断をすることになりました。

男性

知り合いが調べたところ一部はそうなんだけど、城山はすでに宅地化がされているということなんですよ。それぞれの自治会で条件が違うのだからネオポリスで足並みそろえてというのは無理だと思う。それと先ほど在来の話もされましたけど、そちらも調べたんですが、昔農地整備の時に、農林水産省が建物を補助して1/2を町が、1/2を地元が負担したと、それでそれからは土地、建物全て減免措置がされていると。税金を払ってないんですよ。法人化して建物が取得できるが、そうすると税金がかかってくるわけですよ。町税、県税、国税ずいぶんかかってくるんですけど、たかだか建

物だけの財産を作ってその税金を払っていくのは自治会になにもメリットがないわけですよ。そしたら現状でいいじゃないかと。また、高齢化が進んで人口が減っていくと城山、笹尾でいったい何人になるのかと、そんなことだったら各自治会でなく城山1,2,3丁目ですべてまとめて何かをつくるということもありだと思っんですよ。ですから減免措置をとるのかをはっきりしてもらいたい。

町長 認定地縁団体にかかる税金ですが、これは収益事業を行わない団体ですので、町税、県税、国税は減免、非課税です。登録料だけはありますが、それ以外は全部非課税であります。

男性 それは規約にかいてあるんですか。書いてあるんだったら配らないといけないでしょう。

町長 改めてはっきりいいますが、法人税、固定資産税、法人住民税、事業税、不動産取得税、全部減免ということになります。登録料だけはすいません、かかってきますが。

男性 こういう質問を議員がしないんですよ。だから行政も楽なんですよ。質問がないんだから。

町長 これは議会でご指摘があって、認可支援団体のことはなかなか分かりづらいよね、ということをつくったフローを今回お配りさせていただきました。議会のほうにも御理解いただいて作ってきたという経緯がありまして、議会が全然関心がないということではないと私は思っております。

男性 最後になりますが、皆さん今聞かれたとおり、土地は無しで建物だけの財産で自治会を法人化する、法人化するには総会で1/2の同意が必要なわけですが、そこらへんをしっかり加味した上で自治会もやらないと結論は出ないと思いますよ。

政策課長 城山3丁目自治会で車なんかはお持ちではないですか。ああいうのも財産になりますし、減免もされます。

男性 車もあるけれども、やっぱり財産というのは土地と建物じゃないですか。建物だけで法人化するのか、高齢化が進み10、20年後何人になるのか分からないのに果たしてそういうものが必要なのか分からないじゃないですか。

政策課長 自治会を法人化するかどうかは、自治会さんに委ねる事になります。

町長 どうしても建て替えてくれというわけではありませんので。

男性           それは分かっていますが、笹尾と城山では 15 年も差があるわけですから、こちらはまだ必要ではないんですよ。一番切羽詰っているのは笹尾西一丁目だと思うんですけど。ちょっとでしゃぼってしまったのですが、今日はそこらへんをしっかりと聞きたかったんです。

男性           防犯灯あると思うんですけど、主要な道路には一本ずつついているんですけど中に入ると飛び飛びにしかついていないんです。城山一丁目なんかは 1 本ずつ全部ついてます。2、3 年前に全部つけるという通知がきて、自治会が申請すればつく、電気代もかからないという話があったというのを聞いたんですけど、それを 3 丁目は手を抜いていたんだろうと言われたんですけど、全部付けて電気代無料という、そんなわけにはいかないのでしょうか。

町長           基本的に平成 21 年 10 月以降に新設した分については、電気代は自治会に負担してもらっています。城山 1 丁目だけ無料ということはありません。

男性           そうすると私が聞いたのはウソだったということかな。

町長           その部分に関してはそうだと思います。

町民課係長    防犯灯の新設に関しては自治会からの申請になりまして、年間 3 本までです。またお金も一部 5, 0 0 0 円負担していただき、電気代も負担していただいております。

男性           それは聞いているんですけど、何年か前に今回全部つけるんで自治会に申請してくださいと依頼があったと、その時に申請したら全部ついたよという話を聞いたものですか。

町長           一応ですね、自治会との約束事がありまして、1 自治会年間最大 3 本までと決まっています。一つの自治会でたくさんの要望がありますと配分が財政的になかなか難しいので 3 本までにしようという約束が何年か前にあったみたいです。

総務部長      実はこの 6 月にも補正予算で防犯灯 10 本くらいの増設要望がありましたが、不公平がでるものですから、1 自治会 3 本までという申し合わせを 5 年前くらいにさせてもらいまして現在 1 年度に 3 本と整理させていただいております。

男性           分かりました。例えばなんですけど、要望出したものが拒否されるということはありませんか。ここは明るいのに何故つけるのか、とか。

町民課係長 現地で確認させていただいて周りの雰囲気を見て明らかに暗いという場合はもちろんつけさせていただきますし、その都度自治会と協議させていただきます。

男性 ハイブリッドパークの前セブンイレブンから東員病院のバス停まで道路拡張工事の回覧がありました。それはありがたいのですが、そこから巖島神社までは歩道がないと意味がないと思います。もう一つ、東員病院の向かいにリハビリの施設がありますが、あれ横断するんですよね。あそこはカーブで大変危ないんですよ。カーブなので標識も横断歩道も出来ないらしいのですが、その安全確保について単費でやらないのか、そこらへん町長はどうお考えですか。

町長 そこについては前から課題になっていまして、今役場で議論をしている最中です。早めにやらなければならないとは思っていますが、まだその結論まで至っていないというのが現状です。それで今、ハイブリッドパークで一つ企業が決まりそうだとすることで、これを引き金として本格的に議論をしていかなければならないと思っています。ですので、ここでいつやるとまでは言えませんが、出来るだけ早いうちにといい思いはあります。

男性 新しい焼却施設が今度できると思いますが、それとあわせて行うことも考えて欲しい。町長自らがトップマネジメントして欲しいということ強く要望しておきます。

それと財政的な話になるのですが、皆様には決算カードからの資料をお配りしたのですが、今回の予算で基金を取り崩しました。それが7億あると。この一年でそこまで基金を取り崩さないといけない財政に陥ってしまったのかと。そこらへんを説明していただきたい。

まだ3月議会もテレビでやっていませんし詳しいことは私達住民には分かりません。そこで財政課長にお聞きしたいのですが、前回公開質問状を提出したのですが、例月出納検査やりますよね、そこで基金残高がでてきます。それが平成28年4月1日現在で44億7,596万5,756円ですが、今回の予算でだされたのが、47億6千何某となっています。3億くらい差があるがこの差はなんなのか。もう一つ、これまで町政が始まってから基金の取り崩しは初めてだと聞いています。ほんとにそこまで東員町は危なくなってきたのか。勉強不足で申し訳ありませんが、基金には種類がたくさんあるかと思えます。皆さんにお配りした資料のなかでみていただきたいのが実質収支で、これまでどおりだと翌年度に繰り越していくのが通常のパターンです。まだ平成27年度の決算は出ていませんが、これまでは毎年6億くらいは繰り越しています。この6億はどこにいったのか。それを食いつぶしても7億基金を取り崩すというと13億の予算が足らなくなったということになるのか。まとめると、なぜ基金を取り崩さねばならなかったのか、財政調整基金なんかは取り崩すべきじゃない、それを2億4千万も使ってる、他にも一例を言いますと、北勢線やコミュニティバスで9千万を基金

から取り崩している、今までこんなことなかったですよ。今回7億、こんなことをやっていたらあと7年しかもたない、そんな財政の組み方で東員町は大丈夫かと、それと実質収支の6億はどこにいったのかと、今回の議会、予算を見たとき東員町は疲弊していくのではないかと非常に危惧しています。

財政課長

順番に話しますが、漏れていたら言ってください。まず例月出納検査の数字は資料が手元にないものですからはっきり言えませんが、恐らく調査した日のズレかと思えます。不明確な答弁になります但し申しわけありません。それと決算カードというのは一般会計の基金の残高等になっておりまして、47億と言うのは特別会計等を含んだ数字になっておりますので必ずしも一致するわけではありません。

もう一つ、最も大切なところで実質収支がどうなっているのかというお話ですが、まず歳入から歳出を引いたのが収支となりまして、もう少し詳しく言うと、次の年へ繰り越すべき財源というのがありますのでそれを引いた純粋な残りの額が実質収支の額となります。先ほどおっしゃられました毎年6億くらいがきておりますが、歳入というのは前年度の繰越金が入った状態ですので、それを入れて次の年は7億、その次は6億と繰り越していきます。そのくらいの余裕がないと年度途中の会計がやっていけなくなるということで余裕をもたせています。それを入れて最終また次の年へ6億、7億等の残高になりますので、毎年の残高を足してくるというものではないということでご理解をいただきたいと思えます。

基金ですが、基金にはいくつか種類がありますが、特定の目的の基金というのは、施設のための基金、公共交通の運営のための基金等がございます。年度末にお金の残り具合をみて一旦基金に積みましてその状況を見ましてまた次のときに繰り入れをしていくという運営の形になっております。財政調整基金につきましては、特別な目的なものではなく一般財源の余剰金となったものを財政調整基金に積みまして、どうしても必要になったときに繰り入れる、調整をするための基金となっております。

確かにこれまで昭和56年から財政調整基金を取り崩さずやってこれたということで財政状況がよかったのが東員町です。この財政調整基金へ入れたり出したりというのは全国どこの市町でも毎年調整をしているものです。東員町というのはこれまで少しずつ余ったお金を積んできてまして平成27年度末で20億ほどあります。そこから平成28年度は2億4千万を崩しております。2億4千万の要因ですが社会保障費です。扶助費等への繰り出し金が増えているというのが一つと、法人税の税収が平成27年度と比べて下がると見越しておりますそれが主な要因となります。今後税収とか国からの交付税等もありまして、平成28年度末に本当に繰り出さなければならないか、額を下げられるかどうか今後調整する予定でございます。

総務部長

少し補足ですが、基金というのは、家庭で考えますと、家のリフォームのための積み立て、車を買うための積み立てでありますとか、そういったものを想像していただきまして、北勢線やオレンジバスについては公共交通整備基金という交通専用のお金

がまずあります。今回の財政調整基金というのは、ご家庭でいいますとリストラにあっ  
て急に給与が減ったと、そういうときに崩すのが財政調整基金という感じで理解を  
していただけたらいいかと思います。今回は法人税での税収がぐんと減りましてそ  
の一時的に下がった税収減の補填として財政調整基金を崩さないと、これまでやって  
きていた事業をやめなければならない、そうならないための基金でございます。

また基金は、年度末に一度積み立てて、次年度にまた崩すというもので、一方的に  
減るばかりではないということだけ御理解ください。

男性 (住民の方が作って配布した) この書類では基金がいくらかなんにも載っていない。  
11 基金あるとかなんも載ってない。それがないと東員町で何億減ったとか分からな  
い。他にもしゃべりたい人はいるんだから、この話は後日ちゃんと資料も用意して自  
治会長に話をするとかしないと話が進まない。他の人も話したいんだからこの話は後  
回しにしませんか。

男性 なぜ基金を取り崩したのか、その理由を言えって言ったんですよ。専門用語だから  
分かる人にしか分からないわけ。去年まで基金を取り崩したことなんかなかったのに  
今年度中身はどうであれ 7 億取り崩したと。その要点だけ言えばすむ話なんですよ。

町長 簡単に言いますと、これまで基金を全く取り崩してこなかったわけではなくて取り  
崩してきました。今、財政調整基金を取り崩してきたということを言われていると思  
うんですけど、これは財政課長言いましたように収入が減りましたので大丈夫かな、  
ということで少し取り崩して入れましたが、もし余ったらそのまま返すだけの話なん  
です。それだけの話でそれを完全に使い切るということではありませんので一旦一般  
会計に入れたというだけのことです。東員町はこれまでやってきませんでしたが他の  
市町はみんなやっていますから、危険なことでもなんでもありませんので、そのこと  
だけは御理解いただきたいと思います。

男性 去年もコミュニティバスの話が出たと思うんですけど、ルート変更とか運賃を半額  
にせよ、とかありましたけど、コミュニティバスは今どんな風に運行されていますか。  
それと東員町みたいな市町村って全国にはたくさんあると思うんですよ。その中で  
バスをうまく運用しているところに視察とかはしているんですか。しているんならそ  
れが実際に活用されているのか、とかそこらへんはどうなんですか。

町長 この 10 月にルート変更します。簡単に言えば前のルートに近い形に戻ります。今  
は、在来地区の昔バスが回っていなかったところを回っていますが、乗車がとても少  
ないところがあるということでその本数を少なくして、どうしても必要だという声  
が大きいところに回ってもらうということになります。

それと日本中でコミュニティバスが成功している事例というのは聞いたことがあ

りません。バスというのは定時、定路線というのが原則なのでどうしても不便になってくるんです。特に高齢化してくると。ですからもっと違った、もっと便利な方法はないのかといろんなところで試行錯誤されています。オンデマンドと言って、いろんなところに迎えにいらんなるところで下ろすというタクシーみたいな感じのそういう実験をしているところもあります。県内ですと玉城町がオンデマンドをやっています。そこには議会も我々も何度も視察に行っています。しかしなかなか東員町にあてはまるようなものはありません。見つかったとしても、現在バスをご利用いただいている方がおられますので皆様のご理解をいただいた上で変えなければなりませんのでなかなかそこまでいかないというのが現状です。これは町民の皆様から声が上がってこないと現状をかえるのはなかなか難しいのかなと思います。ぜひ皆様にもいろんな声を上げていただければと思います。

男性 身近なことですが、その緑地帯のところに歩道があります。その歩道のところに穴があります。津田学園に行く生徒も多いので確認していただければと思います。

町長 ありがとうございます。早急に修繕させていただきます。

女性 この集会所前の十字路に信号はつきませんかねえ。交通量多いし事故が多いんですよ。

町長 信号は公安委員会ですのでなかなか難しいと思います。

男性 その通りの桜の木は切ってもらえませんか。防犯灯も見えないんですよ。

男性 昨年枝を切らしてもらったんですよ。建設課立会いの下。ただ切ると何で切るんだと怒られるんですよ。

町長 この間も桜の木切ったと怒られましてね。笹尾の歩道は城山と違って狭いんですよ。なんですけど根がはってですね、隆起するものですから平らにしろ、と言われてましてやったんですけど、なんで桜の木切るんだと怒られましてね。いろんな人がいるんですよ。出来れば自治会でまとめていただけるとありがたいです。

女性 家の裏の山から藤の木が伸びてきてまして、火事かなんかあつて延焼したら山火事になってしまって怖いなと思ってるんです。

町長 ありがとうございます。検討させていただきます。また聞き取りにいくかもしれませんのでその時はよろしく願いいたします。